

VI 退職したとき・働き方が変わるとき(社会保険加入でなくなるとき)

1 資格喪失に伴う手続き

(1) 健康保険の手続き

【退職後の医療保険の仕組み】

組合員が退職（任期満了、死亡退職を含む。）したときはその翌日から、働き方が変わり社会保険加入でなくなったときはその日から、組合員としての資格を喪失します。また、他の共済組合に転出したときは、その転出した日から資格を喪失し、転出した先の資格を取得します。

資格喪失後は下記ア（常勤職員）、イ（非常勤職員）を参考に医療保険制度の手続きを行ってください。

ア 常勤職員の健康保険について

退職日（任期満了）の翌日から、公立学校共済組合大阪支部の組合員資格が喪失します。退職後の進路により健康保険加入先が変わりますので、下表を参照してください。

非常勤職員の方の退職については👉VI-4ページ参照

退職後の進路		健康保険加入先
A	再任用フルタイム勤務（週38時間45分） 再任用短時間勤務（週20時間以上）	公立学校共済組合大阪支部
B	任期付職員 及び 臨時的任用職員	
C	非常勤職員（社会保険適用）	
★D	健康保険制度の適用がある再就職 （公立学校共済組合大阪支部以外）	就職先の健康保険 （全国健康保険協会など）
★E	再任用短時間勤務（週20時間未満） 非常勤職員（Cに該当しない） 健康保険制度適用のない再就職 再就職しない	①任意継続組合員（公立学校共済組合大阪支部） ②国民健康保険 ③家族の健康保険の被扶養者 のいずれか

★健康保険資格の切替えの時期にマイナ保険証を利用される場合についての注意事項

本人の退職・就職によって、加入する健康保険組合が変わった時には、変更後の健康保険組合がその方の資格情報を医療保険のデータベースへ登録するまで、マイナンバーカードを変更後の健康保険組合の保険証として使用できません。健康保険資格の切替えの時期は、必ずマイナポータル等で資格情報が最新のものに更新されていることを確認してから、マイナ保険証を利用してください。

A：再任用フルタイム勤務(週38時間45分)・再任用短時間勤務(週20時間以上)

組合員期間	組合員期間は継続します。（新たな資格確認書の交付はありません。）
扶養家族	扶養認定されている親族についても、原則、引き続き認定します。 (就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。)

B：任期付職員・臨時的任用職員

(ア) 同一の任命権者による任用が9日以内(空白期間が8日以内)に行われる場合

組合員期間	前任用の終期後、次の任用の始期までの間を含め、組合員期間は継続します。 (新たな資格確認書の交付はありません。)
扶養家族	扶養認定されている親族についても、原則、引き続き認定します。 (就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。)

(イ) 同一の任命権者による任用が9日以内(空白期間が8日以内)に行われない場合

組合員期間	前任用の終期後、次の任用の始期までの間、組合員期間は継続しません。(注1) 新たな資格取得手続きにより、「資格確認書(短期)」(注2)を交付します。
扶養家族	扶養認定されている家族については、新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申告が改めて必要です。

(ウ) 異なる任命権者に任用される場合(注3)

組合員期間	前任用の終期後、任用の始期までの間、組合員期間は継続しません。(注1) ただし、前任用の終了後、1日も空けず異なる任命権者に任用される場合、組合員期間は継続します。異なる任命権者に任用される場合には、組合員番号が変更になることがあります。 番号が変更となる場合は、組合員期間が継続する・しないに関わらず「資格確認書(短期)」を交付します。番号が変更とならない場合は、継続しない場合のみ「資格確認書(短期)」を交付します。
扶養家族	扶養認定されている家族については、「資格確認書(短期)」が交付される場合は、新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申告が改めて必要です。

(注1) 組合員期間が継続しない場合、その間は大阪支部の組合員として保険診療は受けられません。誤って受診された場合は、医療費等を返還していただくことになります。

(注2) 有効期限が4か月以内の「資格確認書」(A4サイズ)。マイナ保険証を保有していない場合は、有効期限が切れるまでに有効期限を更新した「資格確認書(長期)」(有効期限が1年以上のハガキ型)を送付します。マイナ保険証を保有している方には「資格確認書(長期)」は送付しません。

(注3) ここでの任命権者とは、次のように区分します。

	府費負担職員	大阪市費負担職員	堺市費負担職員	政令市を除く市費負担職員	公立大学、その他施設の職員
任命権者	大阪府教育委員会 (※豊能地区はそれぞれの教委)	大阪市教育委員会	堺市教育委員会	各市教育委員会 (注4)	大学等

(注4) 市が異なれば、異なる任命権者として扱います。

C: **非常勤職員(社会保険適用)**

(ア) 任用が1日も空けずに行われる場合

組合員期間	組合員期間は継続します。任命権者が異なる等により、組合員番号が変更になる場合があります(その場合は、別途通知に従ってください)。
扶養家族	扶養認定されている家族についても、原則、引き続き認定します。ただし、組合員番号が変更される場合は、別途通知に従って手続きしてください。 (就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。)

(イ) 任用が1日以上間を空けて行われる(注5)場合、組合員期間は継続しません。

組合員期間	前任用の終期後、次の任用の始期までの間、組合員期間は継続しません。(注1) 新たな資格取得手続きにより、「資格確認書(短期)」(注2)を交付します。
扶養家族	扶養認定されている家族については、新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申告が改めて必要です。

(注5) Bとは扱いが異なり、同一の任命権者であっても、空白期間があれば前任用の終期後、次の任用までの間、組合員期間は継続しません(一部市費間を除く)。

D：健康保険制度の適用がある再就職（公立学校共済組合大阪支部以外）

健康保険適用の有無は再就職先に確認してください。適用の場合は、再就職先の健康保険が優先されるため、大阪支部の任意継続組合員になることはできません。

組合員期間	資格を喪失します。 資格喪失証明書が必要な場合、◎「資格喪失証明書交付申請書」を、大阪支部へ提出してください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失します。引き続き扶養される場合は、再就職先で手続きをしてください。

E：再任用短時間勤務(週20時間未満)・非常勤職員(Cの条件に該当しない任用)・健康保険制度の適用がない再就職・就職しない

下記①～③より次に加入する健康保険制度を選択してください。

①公共済の任意継続組合員になる（加入には要件があります 📌 VI-8ページ参照）

組合員期間	健康保険の資格のみ継続します（年金制度への加入はありません）。 任意継続組合員の申出手続等については 📌 VI-8ページ参照
扶養家族	扶養認定されている扶養家族の要件が引き続き場合は、継続して任意継続組合員の被扶養者となります。就職等で認定要件を欠くことになる場合は、◎「任意継続組合員申出書」内に扶養から外す旨を記載してください。要件を欠いている扶養家族の「資格確認書」等が届いた場合、被扶養者認定取消申告を行ってください。

②国民健康保険に加入する

組合員期間	資格を喪失します。資格喪失証明書が必要な場合、◎「資格喪失証明書交付申請書」を、大阪支部へ提出してください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、扶養家族であった方の健康保険の切替えについて、お住いの市区町村の国民健康保険主管課窓口を確認してください。
手続き	お住まいの市区町村の国民健康保険主管課窓口にて、退職日より14日以内の手続きが必要です。加入手続きに「資格喪失証明書」が必要な場合、退職日以降に◎「資格喪失証明書交付申請書」を大阪支部へ提出してください。大阪支部に到着後、ご自宅へ証明書を送付します。

③家族が加入している健康保険の被扶養者になる

組合員期間	資格を喪失します。資格喪失証明書が必要な場合、◎「資格喪失証明書交付申請書」を、大阪支部へ提出してください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、扶養家族であった方の健康保険の切替えについて、ご家族が加入している健康保険に確認してください。

イ 非常勤（公立学校共済組合大阪支部組合員）の健康保険について

退職日（任期満了）の翌日から、公立学校共済組合大阪支部の組合員資格が喪失します。退職後の進路により健康保険加入先が変わりますので、下表を参照ください。

A：退職後、1日も空かずに下記の任用がある場合

- ア. 非常勤から正規職員 イ. 非常勤から任期付職員 ウ. 非常勤から臨時的任用職員
エ. 非常勤から（公立学校共済組合大阪支部加入の）非常勤

組合員期間	組合員期間は継続します。任命権者が異なる等により、組合員番号が変更になる場合があります（その場合は、別途通知に従ってください）。
扶養家族	扶養認定されている親族についても、原則、引き続き認定します。 (就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。)

B：退職後、1日以上間をあけて任用がある場合

組合員期間	前任用の終期後、次の任用の始期までの間、組合員期間は継続しません（一部市費間を除く）。 (注1) 新たな資格取得手続きにより、「資格確認書（短期）」（注2）を交付します。
扶養家族	扶養認定されている家族については、新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申告が改めて必要です。

※（注1）、（注2）については👉VI-2^ア-ジを参照。

C：健康保険制度の適用がある（公立学校共済組合大阪支部以外への）再就職

健康保険適用の有無は再就職先に確認ください。

組合員期間	資格を喪失します。 資格喪失証明書が必要な場合、◎「資格喪失証明書交付申請書」を、大阪支部へ提出してください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、引き続き扶養される場合は、再就職先で手続きをしてください。


D：就職しない・再任用短時間勤務(週20時間未満)・非常勤職員(社会保険加入の条件に該当しない任用)・健康保険制度の適用がない再就職

👉VI-3^ア-ジのE①～③を参照してください。

(2) 年金の手続き


一般組合員のみ

組合員種別は  I-1^ア-ジ 参照



- ① 一般組合員（公務員厚生年金）の資格を喪失（死亡退職を除く。）又は転出する場合
資格喪失時の年齢等により、以下の処理を行います。提出書類は下表をご確認ください。
60歳以上で、年金の繰上げ請求を希望する方は、年金担当までご相談ください。  VII-5^ア-ジ 参照

	資格喪失前の任用形態	提出書類	書類の入手方法	事務処理 ★
ア	年金受給権が発生していない方 (65歳未満の方)	履歴書 ※1		年金待機者登録 ※2
		繰上げ請求希望者のみ (60歳以上)		年金請求書 (繰上げ)
イ	年金受給権が発生している方 (65歳以上の方及び繰上げ支給の老齢厚生年金・障害年金受給者)	退職・資格変動調査票	大阪支部HP から様式をダウンロード	年金改定 ※3
ウ	他の公務員共済・当公共済の他支部へ1日も空けず、一般組合員として異動する職員	転出届書 履歴書 ※1	大阪支部HP から様式をダウンロード	原票移管 ※4

★ 事務処理について

履歴書 ※1 作成方法は  VI-6 ^ア -ジ 参照	各教育委員会へ提出する部数のうち、2部が任命権者から共済組合に届きます。 退職手当用と併せて作成し、各教育委員会の指示に従い提出してください（ <u>大阪市及び堺市の学校、園・大阪公立大学・教育庁の教職員を除く</u> ）。 <u>履歴書が必要</u> 61歳以下の常勤一般組合員の退職（資格喪失）・資格変動又は転出 <u>履歴書が不要（原則）</u> 再任用フルタイム・任期付職員の退職（資格喪失）・資格変動 ※ ただし、履歴事項に行政処分等（拘禁刑以上の刑・懲戒・停職・退職手当の支給制限）がある方は、履歴書の提出が必要です。
年金待機者登録 ※2	将来の年金請求に備え、年金決定に必要な情報（組合員期間や報酬額情報等）を登録します。 手続きについては、任命権者からの資格喪失情報の提供に基づき、事務を進めますので、原則、組合員からの手続きは不要です。
年金改定 ※3	年金額を再計算し、在職による年金支給停止を解除します。 なお、必要に応じて年金決定等の必要書類を本人あてに送付する場合があります。
原票移管 ※4	転出先に大阪支部での年金加入記録を引き継ぎます。 (例) 知事部局職員、市町村教育委員会の職員、他府県の公立学校の職員、国立の学校職員

② 死亡退職の場合

組合員が死亡した場合、その遺族に遺族厚生年金が支給されます。  VII-11^ア-ジ 参照
※遺族厚生年金を受けることができる遺族は、遺族の範囲と順位が定められています。
遺族厚生年金の請求は、履歴書が必要です。  VI-6^ア-ジ 参照

③ 短期在留外国人の資格喪失の場合

日本国籍を有しない年金受給資格期間10年未満の組合員が支給要件を満たす場合、脱退一時金を請求できます。  VII-18^ア-ジ 参照

【履歴書の作成】

履歴書が必要（前項参照）な職員が一般組合員の資格を喪失する場合は、下記の「基本的な履歴書の流れ」を参考に、各教育委員会の案内に従って作成し、各教育委員会を通じて提出してください。

また、他の公務員共済組合や当公共済の他支部へ「転出」する場合も、履歴書の提出が必要です。

履歴書の作成は、公共済の年金用に2部必要です。

※通常は、退職手当用に1部・任命権者の控用に1部で合計4部必要です。

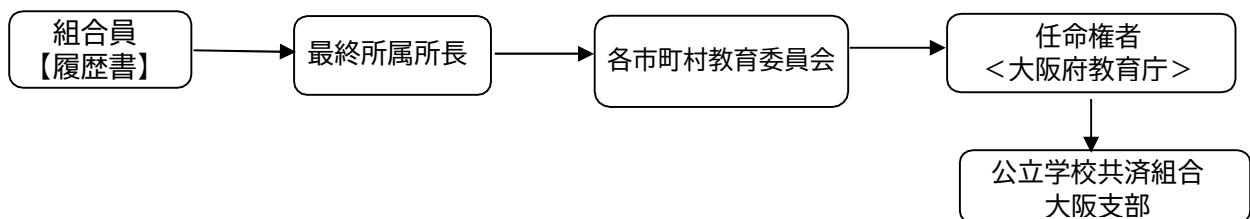
履歴事項に行政処分等(拘禁刑以上の刑・懲戒・停職・退職手当の支給制限)がある方は、正規職員以外の再任用フルタイム職員・任期付職員・12か月超えフルタイム非常勤職員の方も履歴書を作成してください。

(年金の給付制限については👉VII-16ページ参照)

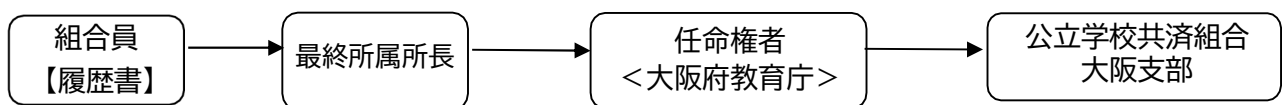
●基本的な履歴書の流れ

● 市町村立学校が最終所属の方<府費負担教職員に限る>

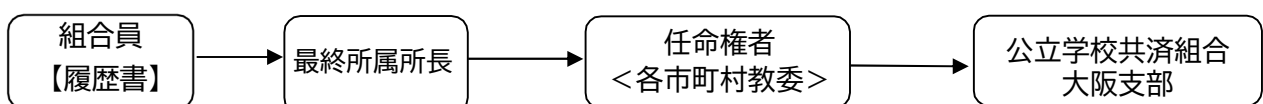
※ただし、豊能地区3市2町（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）立の学校は除く。



● 大阪府立学校が最終所属の方



● 豊能地区3市2町（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）立が最終所属の方



● 上記以外が最終所属の方（別途、任命権者で作成し、大阪支部に直接提出されます。）

a) 大阪府教育庁の職員 b) 大阪公立大学の教職員

c) 堺市立小中学校・高等学校・支援学校・幼稚園等

d) 大阪市立小中学校・幼稚園等 ※大阪市は、退職手当用に別途1部必要です。

※履歴書は、任免・転任・昇格・昇給・休職・停職・退職等が発令どおりに記入されているものであれば様式は任意です。

※履歴書の様式例・記入要領については、

大阪支部HP：手続きナビ「様式集（諸用紙のダウンロード）」➡「長期給付関係（年金）の様式」➡「履歴書の記入例」「履歴書の記入要領」を参考にしてください。



(3) 貸付金の償還手続き IV-8^ア -ジ 参照


(4) 退職後の給付

組合員が退職後、国民健康保険の被保険者又は家族が加入している医療保険の被扶養者（注1）の資格を取得した場合には、下表の給付に限って受けることができます。

（注1） 給付金が恒常的収入に該当し、他の医療保険の被扶養者としての認定基準を超える場合があります。給付を受けることで家族の医療保険の被扶養者になれない場合がありますので、退職後に加入される健康保険組合等へご確認ください。

任意継続組合員の資格を取得した場合は、下表以外の給付も受けることができます。詳細は「任意継続組合員のしおり」をご覧ください。

区分	支給要件	給付額	提出書類
出産費	組合員期間が1年以上あった者（注2）が、退職後6か月以内に出産したとき	500,000 円 ・産科医療保障制度加入機関において在胎 22週以上で出産（死産含む）した場合 〔産科医療補償制度非加入機関での出産は、488,000 円〕	 III-3 ^ア -ジ 参照
	※ 退職後に加入した健康保険組合等から同様の給付を受ける場合は給付されません。		
出産手当金	組合員期間が1年以上あった者（注2）が、出産予定日（出産日）が退職日から42日以内であるとき	支給開始日（注3）の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額×1/22×2/3×日数 （日数は土曜日及び日曜日を除く。） 支給期間は下記※の期間	◇出産手当金請求書（暦月単位で請求） ・退職後に加入した健康保険の資格確認書等の写し ・退職月の出勤簿の写し
	※ 出産手当金の支給期間は、出産の日（出産の日が出産予定日後であるときには出産の予定日）以前 42日（多胎妊娠の場合は出産の日以前 98日）から出産の日後 56日までの間 ただし、退職日までの支給期間において、支給された報酬額が出産手当金の給付額を上回っていた場合は、出産手当金は支給されません。		
傷病手当金	組合員期間が1年以上あった者（注2）が、公務によらない傷病による療養のため、勤務に服することができず、退職日において次の①又は②に該当し、退職後も引き続き療養のため勤務に服することができないとき ①傷病手当金を受給中に退職した。 ②退職日が療養のため勤務に服することができなくなった日から4日目以降であり、かつ退職日において療養のため勤務していない。	支給開始日（注3）の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額×1/22×2/3×日数 （日数は土曜日及び日曜日を除く。） 支給期間は1年6か月（結核性の病気は3年）	◇傷病手当金請求書（暦月単位で請求） ・退職後に加入した健康保険の資格確認書等の写し ・年金証書の写し（年金受給者のみ） ※支給要件②の場合には、退職月の出勤簿の写し
	※ 傷病手当金の受給中に、老齢厚生(退職共済)年金、障害厚生(共済)年金等 又は障害手当金を受けることになったときは、その年金額より傷病手当金の額が多い場合、その差額を支給します。 （傷病手当金と障害厚生(共済)年金等を重複して受給することはできません。）		
埋葬料	組合員が 退職後3か月以内に死亡したとき	50,000 円	 III-35 ^ア -ジ 参照

（注2） 組合員期間の考え方は、任意継続組合員の加入要件と同様です。  VI-8^ア -ジ 参照

（注3） 退職日の翌日から退職後の傷病手当金等を支給開始する場合は退職日となります。

2 任意継続組合員について

任意継続組合員制度とは、退職（任期満了）後、引き続き、在職中と同じように医療給付などの短期給付（休業手当金など一部を除く。）や福祉事業の一部を利用することができる制度です。年金制度への加入はありません。

退職日まで引き続き1年と1日以上組合員※であった方が、退職日から20日以内に「任意継続組合員申出書」を提出し、かつ、掛金を払い込むことにより、退職後、最長で2年間任意継続組合員になることができます。

ただし、退職日時点で年齢が75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の適用となるため、申出できません。

また、任意継続組合員期間中においては、申出により、任意継続組合員でなくなることができます。詳細については、「資格確認書」等の送付時に「任意継続組合員のしおり」を同封しておりますので、そちらをご確認ください。

※「1年と1日以上以上の組合員期間」には、公立学校共済組合以外の公務員共済の組合員期間も含まれます。

※「1年と1日以上以上の組合員期間」には、公立学校共済組合等の任意継続組合員であった期間は含まれません。

(1) 任意継続組合員の申出期間

- ・ 事前申出(在職中)：例年2月中旬頃まで
 - ・ 事後申出(退職後)：退職日から20日以内
- } 年度末退職者については、事前申出期間があります。
詳細は、例年1月頃に所属所へ送付する通知文及び大阪支部HP
(期間中のみ掲載)を確認してください。

(2) 提出書類

- ・ ◎「任意継続組合員申出書」（退職時の所属所長の受付印等が必要）
 - ・ 資格確認書（有効期限内）
 - ・ 高齢受給者証
 - ・ 「限度額適用認定証」又は「特定疾病療養受療証」
- } 交付者のみ

(3) 任意継続組合員の被扶養者について

在職中から認定されている被扶養者について、引き続き要件を満たす場合は、継続して任意継続組合員の被扶養者となります。

年度末に退職する組合員の被扶養者が、就職等により組合員の退職と同時に要件を欠くことになる場合は、◎「任意継続組合員申出書」の提出の際に、扶養から外す旨を記載してください。

要件を欠いているにもかかわらず、扶養家族の「資格確認書」等が届いた場合には、「任意継続組合員のしおり」内の案内に従い被扶養者認定取消申告を行ってください。

(4) 国民年金への加入手続きについて

任意継続組合員制度には年金制度への加入はありませんので、任意継続組合員は、国民年金第2号被保険者の資格を喪失します。同様に、国民年金第3号被保険者であった被扶養配偶者は、国民年金第3号被保険者の資格を喪失します。

20歳以上60歳未満で日本国内に住所のある方は、国民年金第1号被保険者として国民年金に加入する必要がありますので、各自お住まいの市区町村の国民年金担当課で手続きをしてください。

なお、任意継続組合員（被扶養者）として資格が継続している方に大阪支部の「資格喪失証明書」の交付はできません。年金資格の喪失の証明に必要な書類はお住まいの市区町村の国民年金担当課で確認してください。

参考：（国民年金被保険者の種類）

種類	対象者
第1号被保険者	日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の者（第2号、第3号被保険者を除く。）
第2号被保険者	厚生年金第1～4号保険の被保険者（社会保険加入の会社員や公務員） 65歳以上の厚生年金の加入者で、老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権がある方は、第2号被保険者にはなりません。
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者

(5) 任意継続組合員の掛金額について

令和8年4月1日現在

区分	任意継続組合員の掛金率
短期	93.2/1000
子ども・子育て支援金	2.3/1000
介護	15.76/1000

掛金月額は、任意継続掛金標準額に掛金率を乗じることにより算定します。(円未満端数切捨て)

ア 40歳以上65歳未満の方

任意継続掛金標準額×短期任意継続掛金率 + 任意継続掛金標準額×子ども・子育て支援金任意継続掛金率 + 任意継続掛金標準額×介護任意継続掛金率

イ 40歳未満又は65歳以上の方

任意継続掛金標準額×短期任意継続掛金率 + 任意継続掛金標準額×子ども・子育て支援金任意継続掛金率

任意継続掛金標準額は、次の(ア)又は(イ)のうち低い方の額です。

(ア) 退職時の標準報酬月額

退職した月の掛金の標準となった標準報酬月額をいいます。

(イ) 平均標準報酬月額

公共済の全組合員の毎年9月30日における標準報酬の月額平均額(令和8年度は410,000円)です。

(6) 掛金の払込みについて

ア 掛金の払込方法は、次のとおり「前納払い」又は「毎月払い」のいずれかを選択することができます。また、任意継続組合員は最長2年間継続することができますが、「前納払い」を選択した場合でも、掛金は年度ごとに払込みが必要です。

払込方法	払込回数	支払方法
前納払い (割引あり)	年一括払い(12か月分×1回)	振込依頼書
	半年払い(6か月分×2回) (年度末退職者のみ)	
毎月払い	1か月分×12回	口座振替(年度末退職者のみ)

(ア) 振込依頼書で支払う場合は、依頼書に記載の払込期日までに払込みが必要です。

払込期日までに掛金の払込みがない場合、任意継続組合員の資格を喪失します。

(イ) 口座振替は、りそな銀行の指定預金口座より当該月の前月25日(銀行休業日の場合は繰下げ)に振替を行います。ただし、年度末退職者のみ利用可能です。

新たに任意継続組合員となった方の初回の口座振替は、7月分の掛金(6月25日)からです。

4月～6月分の掛金は、振込依頼書による払込みが必要です。

イ 月の中に任意継続組合員資格を取得した場合は、その月から掛金が必要です。

ウ 任意継続組合員資格を取得した月に資格喪失した場合、当該月分の掛金が必要です。

(7) 福祉事業について

任意継続組合員が利用できる福祉事業は現職の組合員と異なります。下表をご参照ください。
詳細は「任意継続組合員用 厚生事業のしおり」をご確認ください。

利用可能	利用不可
○健診事業（共済健診） ※自己負担額は現職の組合員と異なります。 ○特定健康診査・特定保健指導（年度末年齢 40 歳以上 75 歳未満の方） ○相談事業（無料法律相談、大阪メンタルヘルス総合センターによるメンタルヘルス相談、近畿教職員ストレスケアクリニックによるメンタルヘルス相談） ○トレーニング施設利用助成	○厚生施設宿泊利用補助 ○会食利用補助 ○長期組合員退職記念事業 ○結婚式場利用補助 ○法要利用補助 ○ベビー用品配付事業 ○[本部事業]による各種相談事業（近畿教職員ストレスケアクリニックによる相談を除く。）

3 宿泊施設特別利用者証について ※これは宿泊補助制度ではありません。

退職後、公共済直営の宿泊施設・保養所を利用される場合に、宿泊施設へお電話、又は、公立共済やすらぎの宿の「宿泊予約（組合員の方）」ページから宿泊施設を事前にご予約していただいたうえで、当日、宿泊施設に「宿泊施設特別利用者証」をご提示いただくことで、一般料金と比較して若干有利な組合員料金で利用できます。この利用者証で家族の方（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）も組合員料金で利用できます。

また、公共済以外の共済組合等が経営する宿泊施設を利用される場合でも、「宿泊施設特別利用者証」を施設に提示することで、大阪支部の組合員等と同一又はそれに準ずる宿泊料金で利用できます。ただし、その場合、家族の方は一般料金となります。

なお、「宿泊施設特別利用者証」以外に下記1から5のうちいずれか一つを当日宿泊施設にご提示いただいた場合でも、組合員料金での宿泊利用が可能です。

1. マイナポータル資格情報画面（保存日時の日付が1ヵ月以内の「医療保険の資格情報」PDF画面も可）
2. 資格確認書 3. 資格情報のお知らせ 4. ※公立共済メンバーズカード 5. 年金証書の写し

「宿泊施設特別利用者証」
の申請方法はこちら



「やすらぎの宿」
公式サイトはこちら



※公立共済メンバーズカードは、クレジットカード機能が付帯した組合員・退職者・年金受給者の利便性と宿泊施設利用促進のためのカードです。

お問合せ先：公立共済メンバーズデスク 電話番号：0120-258-678（フリーダイヤル）
受付時間：9時30分～17時30分